

吉田小学校いじめ防止基本方針

下関市立吉田小学校

1 いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。

- ・大人は、加害行為の抑制につながるよう、「いじめは許されない。」という毅然とした姿勢を示す。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合でも、いじめの視点で捉え直す。
- ・大人は、加害児童に対して叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、良好な人間関係を構築できる力や自分の存在と他人の存在を認める態度を育てることに力を入れ、しっかりと反省させる。
- ・いじめに関わっていない児童に対しても学校・学級・地域内の問題としてとらえさせ、人権意識を高める機会とする。

② いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人がいじめに対して正しい認識を持ち、個性や違いを尊重し、いじめを許さない姿勢を毅然と示すことが大切である。
- ・大人は、児童にどんな行為がいじめにあたるのか理解させ、学校・学級・地域内でいじめを許さない環境、風土づくりに努める。

③ いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・いつもとは違う子供の様子をキャッチしたものが、関係者と連携してそれぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

④ 学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校づくりを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの立場や状況を把握し、児童が安心して相談できる人間関係を築く。
- ・保護者、地域といじめ防止に関わる情報を共有し、未然防止、早期発見、

早期解決に連携して対応できる態勢を整える。

- ・同一中学校区で一貫して指導を行うことにより、規範意識を育む。

⑤ 保護者として

- ・どの子供もいじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権感覚を高める指導を日頃から行う。
- ・親として子供の模範となるように、自らの規範意識や人権感覚を高めるように努める。
- ・学校や地域の関わりのある人々といじめ防止に関わる情報を共有し、いじめの根絶を目指して、ともに取り組む。

⑥ 子供として

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさやちがいを認め合い、主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・いじめに気が付いたら、当事者に声をかけ、大人に相談する。
- ・児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

⑦ 地域社会として

- ・「地域の子どもは、地域の中で育てる」ことを目指し、子どもたちの健全な育成に寄与するように努める。

3 「いじめの防止等の対策のための組織」の位置付け

① 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第22条より）

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。
- ・必要に応じて、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）GA（ガイダンスアドバイザー）等の外部専門家を活用する。
- ・いじめ問題への取組について適正に評価する機会をもち、いじめ防止基本方針の見直しを適宜行う。

② 指導体制の強化

- ・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

③ 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

④ 教職員評価による評価・検証・改善

⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告…毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ・臨時報告…学校において解決が困難と考えられる事案については、直ちに報告する。

4 未然防止・早期発見の取組

① 「下関市いのちの日」

- ・毎年、4月13日を「下関いのちの日」とし、全学級で命に関わる授業を行い、全職員と子供が「命の尊厳」について考える。教職員はその際、黙祷を捧げる。

② 「いじめ防止月間」

- ・毎年、10月を「いじめ防止月間」とし、全教職員と児童が「いじめの根絶」について考える。

③ 「心の教育」の充実

- ・「特別の教科・道徳」や学級活動を通して、他人を思いやる心・人権を尊重する心を育む。

④ 「いじめを許さない」風土づくり

- ・児童が地域、学校、学級でいじめを許す考えや言動をしないよう指導する。
- ・全校朝会や一斉下校などの全校で集まる機会を利用して指導し、「吉田小学校でいじめを生まない。」ということを全員で守っていくようにする。

⑤ 保護者や地域との信頼関係の構築

- ・学校便りや「きらめきネットコム」を通して、学校生活の様子を家庭や地域住民に伝える。

⑥ 日常の行動のきめ細かな観察

- ・児童の活動（そうじ時間・給食時間・休み時間などを含む。）を見守り、いじめにつながる言動や児童からのSOSを見落とさないよう、常に気を配る。

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもち、行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が適切な対応及び指導を行う。

⑦「心アンケート」の実施

- ・毎週1回（木）のアンケート調査を確実にし、相談事項があれば聞き取り調査を行う。毎週木曜日の職員夕会で各クラスの報告・連絡会を行う。

⑧「教育相談週間」の実施

- ・毎学期に1回、児童一人ひとりと面談を行い、児童の様子をくわしくチェックする。

⑨「見守りアンケート」の実施

- ・2か月に1回、保護者からの意見や情報を収集し、児童の理解に役立てる。

⑩「校内支援委員会」の実施

- ・毎学期に2回、「心アンケート」、「教育相談週間」、「見守りアンケート」の情報を教職員間で共有し、児童の理解に役立てる。

⑪ 中学校区での取組

- ・小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年、学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小中学校全職員が協働して取り組む体制を作る。

5 解決へ向けた取組

① いじめ防止対策委員会の設置

- ・期日 年3回（7月・12月・2月）
- ・趣旨 いじめの防止に関係する機関との連携を図り、いじめの未然防止・早期発見・対応の場とする。
- ・内容 本方針の実効性を高めるための評価、検証を行う。また、いじめの事案について学校から説明し、その状況に応じて、解決に向けた対応を支援する。
- ・構成 校長、教頭、生徒指導主任、CS代表、教育相談担当SC(スクールカウンセラー)

② いじめの解消について

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- ・被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害者児童及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

6 重大事態への対応

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、適切かつ真摯に対応する。

（調査の実施について）

- ・調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
- ・いじめられた児童生徒や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・調査前に「得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童生徒や保護者に説明しておく。
- ・「重大事態に類する事案」を認知した場合は直ちに教育委員会に報告する。